

2023年（令和5年）第4回総会議事録

- 1 告示年月日 2023年（令和5年）4月13日（木）
- 2 通知年月日 2023年（令和5年）4月14日（金）
- 3 開催年月日 2023年（令和5年）4月28日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室
- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 非農地証明について
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第5号 2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動報告について
議案第6号 2023年度（令和5年度）福山市農業委員会活動計画（案）について
- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について
2022年度（令和4年度）農業委員会互助会収支決算報告
- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 4番 野田 幸男
6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 9番 石井 洋子 10番 安原 理雄
11番 下江 京子 13番 山本 明 14番 須藤 薫雄 15番 谷本 耕造
以上12名
- 8 欠席委員
5番 寶諸 孝也 8番 小林 輝仁
- 9 その他の出席者
0名
- 10 事務局出席職員等
事務局 長 林 茂晃 事務局次長 杉原 信広
事務局 藤岡 貴世 松永出張所 花田 宏
北部出張所 藤井 勝俊 沼隈出張所 松原 美和
神辺出張所 板谷 浩司 以上7名

11 議事内容
午前 10時00分

事務局長	<p>ただいまから、2023年（令和5年）第4回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長、会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
会 長	<p>それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p>
議 長	<p>最初に、総会の成立を申し上げます。</p>
議 長	<p>委員総数14名のうち、出席委員12名、欠席委員2名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。</p>
議 長	<p>続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号 3番 土屋 智樹（つちや ともき）委員と議席番号11番 下江 京子（しもえ きょうこ）委員をお願いします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。</p>
事務局長	<p>2023年（令和5年）第4回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>最初に議案書次第の4議事 議案第7号「令和4年度最適化活動の点検・評価（案）」を取下げ。</p> <p>同じく15ページの議案第7号「令和4年度最適化活動の点検・評価（案）」について」を削除。</p> <p>議案書（別冊）2ページ7番の申請事由欄「贈与」を「経営規模拡大」に訂正。</p> <p>次に5ページ19番の申請事由欄「新規就農」を「経営規模拡大」に訂正。</p> <p>以上です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>

議 長	東部地区の報告をお願いします。
委 員 1 番 佐藤	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では、4月24日の午前11時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名 全員の出席により、議案第1号2件、合計2件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、水呑町の受人が、御幸町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>2番は、新市町の受人が、神辺町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>どちらも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	西部地区の報告をお願いします。
委 員 4 番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、4月25日の午後12時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中9名の出席により、議案第1号1件、議案第2号2件、議案第3号4件、合計7件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番について報告します。</p> <p>3番は、沼隈町の受人が、兵庫県西宮市の渡人から申請地を生前贈与にて譲り受け、経営規模拡大するものです。</p> <p>受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
委 員 7 番 岡本 委 員 7 番	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、4月25日、午前9時30分から関係者により現地調査を行い、午前10時30分から松永支所1階11会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中6名の出席により、議案第1号4件、議案第3号1件、合計5件について審議いたしました。</p>

<p>岡本 (続き)</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の4番から7番について報告します。</p> <p>4番は、本郷町の受人が、同町の渡人から譲受けて、経営規模を拡大し、果樹を栽培する計画です。</p> <p>5番は、藤江町の受人が、神奈川県大和市の渡人から譲受けて、野菜・果樹を栽培する計画です。</p> <p>6番は、金江町の受人が、滋賀県長浜市の渡人から譲受けて、野菜を栽培する計画です。</p> <p>7番は、金江町の受人が、藤江町の渡人から譲受けて、野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、3月25日の午後2時00分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員12名全員の出席により、議案第1号9件、議案第3号1件、の合計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊2ページの8番から4ページの16番について報告します。</p> <p>8番は、芦田町の受人が、御幸町の渡人の所有する土地建物と隣接する申請地の田2筆を併せて譲り受けることになり、申請地では季節野菜を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>3ページの9番は、加茂町の受人が、東京都文京区の譲渡人から申請地を譲り受け、花卉を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>10番は、加茂町の受人が水呑町の譲渡人から自宅隣地の申請地を譲り受け、花卉を栽培して、新規就農するものです。</p> <p>11番は、王子町の受人が、共有名義の申請地を譲り受け、水稻を栽培し、新規就農するものです。</p> <p>12番は、駅家町の受人が、母から申請地を譲り受け、農業を継承し、季節野菜を栽培するものです。</p> <p>13番から14番です。新市町の受人は、所有する農地と一体利用するため、</p>

<p>委員 10番 安原 (続き)</p>	<p>それぞれの渡人から申請地を譲り受け、水稻を栽培し、経営規模を拡大するものです。</p> <p>15番については、新市町の受人が自宅を含めた周辺の山林や農地を一体利用しやすくするため、14番の申請地と交換するものです。</p> <p>16番は神辺町の受人は神石高原町でトマト・米を中心に営農しています。経営規模拡大のため、新市町の申請地を義理の叔父から贈与により譲り受け、水稻や季節野菜を栽培するものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、4月25日、午前9時から現地調査を行い、午前10時から、神辺支所2階21会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号5件、議案第2号2件、議案第4号1件の合計8件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ17番から5ページ21番について報告します。</p> <p>17番は、申請地の川南の田1筆1,450㎡について、千田町の渡人が、老齢により耕作困難であるため、御幸町中津原の受人が譲り受けて、田として水稻の耕作をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>18番は、申請地の西中条の田1筆1,859㎡について、蔵王町の受人が、5年間の使用貸借権を設定して借り受けて、ネギ、キャベツを栽培して農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>19番は、申請地の東中条の田4筆1,631㎡について、東中条の渡人が、老齢により耕作困難であるため、東中条の受人が譲り受けて、畑として耕作、みかん、キウイフルーツの果樹栽培をして農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>20番と21番は関連案件です。蔵王町の受人が、20番の下御領の田1筆1,582㎡と21番の下御領の田1筆1,938㎡をそれぞれ平野の貸人から5年間の使用貸借権を設定して借り受けて、合計3,520㎡にネギ、キャベツを栽培して農業の規模拡大を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保されていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請番号20の備考欄の記載について、出席委員から法定相続による共有とあるが、持分の合計が合わずわかりにくいのではないかと意見がありました。</p>

<p>委員 13番 山本 (続き)</p>	<p>た。 これについて、本件の渡人については相続登記がされていないため、法定相続人による届け出となっていること、5年を超えない使用貸借の場合は持分の過半数の同意を得ることで申請可能と広島県就農支援課に確認を行い、法定相続人2人による申請を受け付けていると事務局から説明し、了承されました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分について」の1番から2番について報告します。 1番は、山手町の受人が、同町の渡人から申請地を使用貸借にて借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、山手小学校北、約500メートル</p>

<p>委員 4番 野田 (続き)</p>	<p>です。 2番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、沼隈体育館の北東、約200メートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ3番から4番について報告します。 3番は、御幸町の受人が、申請地である徳田の畑1筆204㎡を道上の渡人から譲り受けて、駐車場及び資材置場として利用するものです。 4番は、八尋の受人が、申請地の八尋の畑1筆75㎡を八尋の渡人から譲り受けて、庭敷及び進入路として利用するものです。 現地調査を行いました。周辺農地への日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の案件は、農用区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。 別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。また、議案第2号に常設審議委員会への意見聴取案件はありません。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手を</p>

	<p>お願いします。</p>
委員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第3号「非農地証明について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委員 4番 野田	<p>議案第3号「非農地証明について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、熊野町の申請人が、昭和20年以前から住宅敷地及び庭敷として利用し現在に至ります。</p> <p>場所は、至誠中学校の北、約300メートルです。</p> <p>2番は、東京都大田区の申請人が、昭和48年から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、高島小学校の北西、約1300メートルです。</p> <p>3番は、曙町の申請人が、昭和35年より土留め工事を行って以降、雑木等が繁茂し山林及び法面となっております。</p> <p>場所は、鞆の浦学園の南、約400メートルです。</p> <p>4番は、兵庫県西宮市の申請人が、平成17年及び昭和56年から耕作放棄していたところ、雑木が繁茂し山林となっております。</p> <p>場所は、内海中学校の北西、約900メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、いずれも、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委員 7番 岡本	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の5番について報告します。</p> <p>5番は、滋賀県長浜市の申請人が、昭和32年頃から、住宅敷地として利用していたものです。場所は、楠木池より東へ、約390メートルのところですが、</p> <p>なお、この申請地は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、議案第3号「非農地証明について」の別冊7ページの6番について報告します。</p> <p>申請地の3筆は一団となっており、平成25年2月頃から耕作放棄していたところ雑木等が繁茂し原野になったものです。</p> <p>場所は常金中学校の西700メートルの所です。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性はなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>なお、申請地は、農振農用地区域内の農地のため、関係部局との調整が整っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第3号は原案のとおり証明することに決定します。</p> <p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」8ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、川南の申請人が、令和4年8月5日に亡くなった同居していた母から相続した申請地の川南の田2筆2,089㎡と畑1筆886㎡の合計2,975㎡について、相続税の納税猶予特例適用の農地として申請されるものです。</p> <p>申請人は、申請地での耕作を従前から行っており、耕作機械も保有し、今後も引き続き申請地での耕作を継続していくということです。</p>

<p>委員 13番 山本 (続き)</p>	<p>現地確認を行いました。申請地は農地として適正管理されていたので証明妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します 次に、議案第5号「2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動報告について」を上程します。 事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動について報告します。 お配りしています資料の「2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動報告」をご覧ください。 まず、「I委員会活動」における「1会議」の「(1)総会」についてです。 1ページから2ページ中段をご覧ください。昨年度は総会を12回開催しております。 総会における審議案件は、農地法各号の規定による許可申請に対する処分ほか、農業委員会に関するもの、諮問に対する答申などについて審議いただきました。 次に、「(2)の役員会」についてです。2ページ中段をご覧ください。役員会は、昨年度2回開催し、「農業委員会の活動」や「農業委員の補充」などについて協議いただきました。 次に、2ページ下段から3ページ中段の「2研修」についてです。</p>

事務局
(続き)

7月の研修では「農地パトロール」について、12月のブロック研修会では「農地利用の最適化」や「地域計画策定」について研修いただきました。また、2023年1月と3月にタブレットの利用・操作の研修をいただいています。

また、3月の女性委員研修会には1人の参加をしています。

次に、「3関連諸会議等」についてです。3ページ下段をご覧ください。
(1) 広島県農業会議等主催の会議関係は、3回開催のうち2回に出席しており、うち1回はウェブ会議でした。

次に、(2) 常設審議委員会です。

毎月18日に意見聴取案件に対する審議が行なわれており、会長が委員として出席されています。

説明案件がある場合は、説明者として事務局員も出席しています。

続いて「農地移動の実態」についてご説明します。お配りしています資料の「2022年度(令和4年度)農地移動の実態」をご覧ください。3ページをご覧ください。

農地法第4条の申請及び届出のまとめです。

市街化区域以外が27件で約0.8ヘクタール。市街化区域が105件で約5.6ヘクタールでした。

4ページ、5ページはそれぞれの用途別の転用状況です。

6ページは、農地法第5条の申請及び届出のまとめです。

市街化区域以外が154件で約9.3ヘクタール。市街化区域が517件で27.1ヘクタールでした。

権利の実態は筆数、面積とも約8割が所有権移転となっています。

7ページ、8ページはそれぞれの用途別転用状況です。

次に、10ページをご覧ください。転用の用途別では、「住宅」用地が最も多く、続いて「その他」、「太陽光発電設備」、「他の建物施設」、「工場」の順となっています。

11ページは農地法第3条の許可申請のまとめです。許可件数は206件で約20.1ヘクタールでした。権利の実態は筆数、面積とも約7割が所有権移転となっています。

13ページは農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の実績です。件数は311件で、3月末時点の設定面積は225.4ヘクタールでした。

14ページは農地中間管理事業の実績です。件数は15件で、3月末時点の設定面積は約55.4ヘクタールでした。

15ページはその他農業委員会で審議・報告した件数を取りまとめています。報告は以上です。

議長	ただいま、委員会活動報告について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第5号は原案のとおり承認されました。
議長	次に、議案第6号「2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動計画（案）について」を上程します。 事務局から説明してください。
事務局	資料「2023年度（令和5年度）福山市農業委員会活動計画（案）」をご覧ください。 本年度は、総会の開催を計12回予定しており、毎月下旬に開催します。 通常の農地の権利移動や転用の許可案件以外の案件として、10月と3月に「農業振興地域整備計画変更の諮問に対する答申について」を議題とする予定です。 総会に諮る議題や協議事項がありましたら別途議案を追加することになりますのでよろしくお願いします。 また、役員会は4月と9月、研修会は7月と1月を計画しています。 次に、最適化活動強化月間についてです。利用権設定の取りまとめの月である4月、9月、1月とその前月の2ヶ月間を最適化活動強化月間と定め、取り組みを推進するものです。 次に、農地調整協議会についてです。 農地法その他の関係事項についての申請案件等は、市内5地区の農地調整協議会を経て総会で審議されることとなるため、毎月25日を中心に開催することとなります。 次に、農地利用状況調査への取り組みです。 昨年度と同様、本年度についても、8月から10月にかけて、農地利用最適化推進委員を中心に実施し、遊休農地等の調査を行うこととしてい

事務局 (続き)	ます。 説明は以上です。
議長	ただいま、委員会活動計画（案）について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等もないようですので、採決します。 議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全 員 挙 手 —
議長	全員挙手により、議案第6号は原案のとおり承認されました。
議長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	専決処分及び届出等について、ご説明します。 議案書（別冊）の9ページから12ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、24件を事務局長専決で受理しました。 次に、13ページの「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、14ページから19ページの「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」です。4条7件、5条42件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。 次に、20ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。 次に、21ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。 専決処分及び届出等については以上です。

議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	発言等もないようですので、次に、「2022年度（令和4年度）農業委員会互助会収支決算報告」について、事務局から説明してください。
事務局	<p>2022年度（令和4年度）農業委員会互助会収支決算報告について」説明します。</p> <p>お配りしている資料「2022年度（令和4年度）農業委員会互助会収支決算書」をご覧ください。</p> <p>収入金額については、前年度繰越金が91,000円、年会費が1人あたり2,000円の45人分で90,000円、全国農業新聞普及助成金が6,000円で合計が187,000円となっています。</p> <p>支出金額については、弔慰金が30,000円、見舞金が10,000円で合計が40,000円です。</p> <p>収入金額と支出金額の差し引き額の147,000円が次年度繰越金となります。</p> <p>なお、2022年度の収支決算については、谷邊会長に監査をいただいております。説明は以上です。</p>
議長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2023年（令和5年）第4回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は5月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時40分閉会